

規制改革推進に関する答申 及び規制改革実施計画フォローアップ結果

II 各個別分野における規制改革の推進

2. スタートアップ・イノベーション

(11) Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

イ デジタル時代における放送制度の在り方について

【a: (①、②) 令和4年7月検討・結論、
(③) 令和4年8月検討開始、令和6年度結論、
b: (前段、①、②前段) 令和4年7月検討・結論、令和4年度措置、
法改正を伴う場合は令和4年度内に法案提出、
(後段(①、②以外)、②後段) 令和4年度検討開始、
令和5年結論、結論後速やかに措置・措置後も継続的にフォローアップ、
c: 令和4年度検討開始、結論時に期限を定めて措置】

<基本的考え方>

デジタル化を受けて放送と通信の融合が進展する中、人口減少や若者を中心としたテレビ離れ、インターネット広告の急成長によりテレビ広告がその後塵を拝している現状や、国内外での動画配信プラットフォームサービス等の台頭、既に一部放送事業者の経営の持続可能性に疑義が生じている状況を鑑みるに、放送事業者の経営環境は今後も更に加速度的に厳しさを増していくと予想される。このような中、コスト面で大きな負担を負う放送事業者が、多様かつ良質なコンテンツ制作に注力できる環境を整備するには、その経営の自由度を高め、通信が主戦場となってきた場合も含めて十分に採り得る選択肢を増やす必要がある。放送ネットワークインフラの将来像について、民間放送事業者やNHKを始めとする関係者間で認識を共有し、その維持・更新に要するコスト負担の軽減につながる具体的な方策を「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」及びその下で開催されている「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」における議論も踏まえて検討・措置していくなど、放送ネットワークインフラの効率的な維持・更新が可能となる環境の整備が求められる。

あわせて、講じた措置を実効性のあるものとするためには、放送を取り巻く市場環境の現状と予測に関する認識の共有や、コーポレートガバナンスの強化に資する措置等、放送事業者の行動を促す取組も実施していかなければならない。放送事業者の経営基盤強化に関する進捗状況をフォローアップし、必要な取組を絶えず検証していくことも重要だろう。

この上で、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、放送ネットワークインフラの維持の社会的コストを最小化しつつ、オンラインでの放送事業者を介した質の高いコンテンツ配信が進むように、必要な取組を加速化させる必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a ① 総務省は、放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえ、ミニサテライト局等を始めとする放送設備の共用化、アウトソーシングや、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部のブロードバンド等による代替、マスター設備の保有・運用形態について設備保有法人の整備なども含めた効率化等、採り得る選択肢を検討し、結論を得る。
- ② その際、人口動態等が収益にもたらす影響を踏まえて、コスト負担等を含めた実現可能性、将来的なアウトソーシングや設備保有法人等のコストの高止まり防止策、技術革新に対応できるガバナンスの整備を含めた具体的方策についても検討する。NHKと民間放送事業者との連携を推進し、民間事業者の設備維持、コスト負担の軽減にも資するように、適切な協力、インフラ整備への協力関係の構築を推進する。
- ③ 上記のうち、ブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ更なる検討を行い、結論を得る。
- b 総務省は、上記を踏まえて、放送法(昭和25年法律第132号)の改正を含め、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル時代における放送の意義の変化を捉えて、現代において必要とされる放送の役割を定めつつ、地上波に限られない放送事業者のマスメディア集中排除原則や放送対象地域の見直しのほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。
- ① マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制(認定放送持株会社制度によらない場合)に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて検討し、措置する。
- ② 放送対象地域の見直しについては、希望する放送事業者において複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度について検討し、措置する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報発信が確保されるように定量的な評価を行うための指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。
- c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。

規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)のフォローアップ結果

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
							措置状況	評価区分	指摘事項
20	ローカル局の経営基盤強化	<p>a 総務省は、マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由度を向上させるための議論を進める。特に、役員兼任規制の見直しなどのローカル局から直接要望のある論点に限らず、制作能力や設備面の集積や共用による、ローカル局の総合的な経営力・企画力の向上が可能となるよう、隣接県に限らない経営の連携等の枠組みなど、中長期的な放送政策の全体像を踏まえた施策を検討する。</p> <p>b 放送法(昭和25年法律第132号)の改正を前提として、NHKとローカル局又はローカル局同士での、放送設備やインターネット配信設備の共用化が進むよう、総務省はローカル局の要望等を踏まえつつ、NHKを含めた放送事業者間の協議の場が設けられるために、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a:令和3年度検討・結論</p> <p>b:令和3年度措置</p>	総務省	<p>a 総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年3月に「論点整理」を取りまとめ、公表した。</p> <p>「論点整理」においては、「インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、経営の選択肢を増やす観点から見直しを図るべきである」とし、「特にローカル局の経営力の向上を図り、隣接県に限らない経営の連携を可能とする観点」から、マスメディア集中排除原則の見直しとして、「認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃」や「地上テレビ放送の異なる放送対象地域(認定放送持株会社制度によらない場合)に係る規制の特例の創設」等の方針が示された。</p> <p>このほか、「論点整理」では、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域たる放送対象地域の見直しとして、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から、「希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべき」との方針が示された。</p> <p>b 民間放送事業者等の責務(放送対象地域において基幹放送があまり受信できるように努める責務等)の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の改正事項を盛り込んだ「放送法等の一部を改正する法律案」は第204回通常国会に提出したものの継続審査となり、その後、衆議院解散に伴い廃案になったところ、同内容を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和4年2月に第208回通常国会に提出した。当該法律案は成立していないものの、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討を踏まえ、令和4年2月から、NHK、民間放送事業者、通信事業者等からなる「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、小規模中継局のブロードバンド等による代替可能性について実務的に検討を進めている。</p> <p>また、総務省は、「日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」において、「インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること」に配慮すべきとした。</p>	<p>a 措置済</p> <p>b 措置済</p>	検討中	継続F	検討状況を要フォロー。

規制改革実施計画(令和3年6月18日 閣議決定)のフォローアップ結果

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和4年3月31日時点)	今後の予定 (令和4年3月31日時点)	規制改革推進会議評価		
							措置状況	評価区分	指摘事項
21	放送のユニバーサルサービスの在り方	令和3年度の「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の結論を基に、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部をブロードバンド網に代替させることについて、コストベネフィット分析を踏まえた具体的な選択肢や、国民負担の軽減を考慮したあまねく受信義務・努力義務の在り方も含めて、検討を行う。	令和3年度検討開始、早期に結論	総務省	総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年3月に「論点整理」を取りまとめ、公表した。 「論点整理」においては、「人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を巡る環境が急速に変化する中において、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくべき」とし、小規模中継局のブロードバンド等による代替可能性について検討していくこととされた。令和4年2月から、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の調査結果も踏まえつつ、ブロードバンド等による代替可能性について実務的に検討を進めているところ。	左記検討会及び作業チームにおいて、令和4年夏頃に取りまとめを行い、その後、令和6年度まで技術検証を行いつつ検討。	検討中	継続F	検討会及び作業チームの検討状況を要フォロー。

【出典】 第13回規制改革推進会議(令和4年5月27日) 資料3「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」より抜粋

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

- 措置済 ……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)
- 未措置 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
- 検討中 ……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの
- 未検討 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの
 - － ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

- 解決 ……実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの
- 継続フォロー ……現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの
- 要改善 ……制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの
- フォロー終了 ……上記に分類できないもので、フォローの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの等)

【出典】 第13回規制改革推進会議(令和4年5月27日) 資料3「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」